

附属書 I

注釈

1 この附属書の各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない各締約国の現行の措置について、第九・十二条（適合しない措置）及び第十・七条（適合しない措置）の規定に従って記載するものである。

- (a) 第九・四条（内国民待遇）又は第十・三条（内国民待遇）
- (b) 第九・五条（最恵国待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）
- (c) 第九・十条（特定措置の履行要求）
- (d) 第九・十一条（経営幹部及び取締役会）
- (e) 第十・五条（市場アクセス）
- (f) 第十・六条（現地における拠点）

2 各表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、当該留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、当該留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であつて、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「CPC」という。）において用いられるCPC番号の下で行われるものを示す。
- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第九・十二条（適合しない措置）1(a)及び第十・七条（適合しない措置）1(a)の規定に従つて、各締約国の表の注釈に示されるとおりに、掲げられた措置に適用しないものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、掲げられた措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、当該留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日において改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する

補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、各締約国の表の注釈に示されるとおりに、適合しない措置を記載し、又は当該留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 第十・六条（現地における拠点）と第十・三条（内国民待遇）は別個の規律であり、第十・六条にのみ適合しない措置については、第十・三条を留保する必要はない。